

令和七年度 岐阜県歴史資料館主催 古文書講座 第二講座  
小島眞可家文書「享和三年 小西郷村庄屋 市左衛門日記」(五)

享和三年十一月  
日記  
大垣御預所安藤守ら見様善  
乃日後事一時日記  
主事  
少助  
市左衛門

(表紙)

「享和三年癸亥十一月

同 四年諸日記付込有之

(合字 より)

大垣御預所安藤対馬守様御替地  
御引渡相成候一件日記

子三月より二冊目ニ有

小西郷村庄屋

市左衛門控

一

ここから

此通ニ被引渡候様被仰渡候、木数ニヶ所ニ而六本相残り居申候、尤境木共也、外苗木なり

同日、戌年免割帳差上候様、此間被仰渡候付、  
御勘定役所へ、左之通願書差上申候  
乍恐以書付奉願上候

（享和三年十一月十二日）

(小西鄉村)

當村去戌年御免割附帳、急々取調候而  
差上候樣被(闕字)仰渡奉畏候、然處此節  
御引渡ニ付候御用向繁久、取調候義出來

(付)

2

御用事相済申候  
右之通相済申候、今日八市左衛門一先帰村  
いたし候、明十三日今度御役人様御着付、  
途中御迎等之義相談有之候筈付、左平治  
大垣相残し置申候、夜五ツ頃帰宅、雪中  
難仕迷惑仕候、何卒来正月迄御差延  
被下置候様奉願上候、以上

十二月 小西郷村  
庄屋 市左衛門 印

大垣  
御預御役所

右之通相済申候、今日八市左衛門一先帰村  
いたし候、明十三日今度御役人様御着付、  
途中御迎等之義相談有之候筈付、左平治  
大垣相残し置申候、夜五ツ頃帰宅、雪中  
(百姓代)

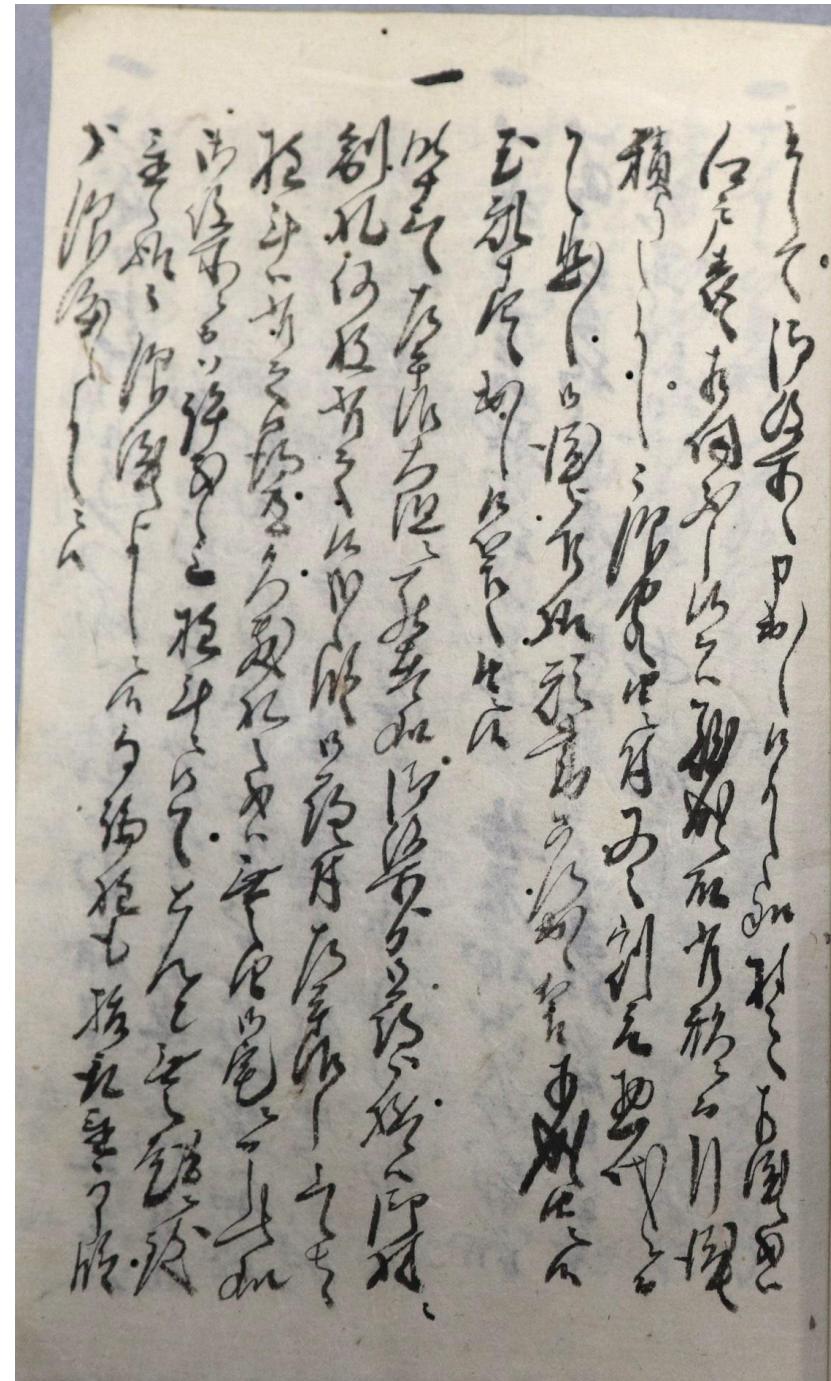
と云、両三日風邪腹合もあしく難儀いたし候  
十四日、左平治帰村いたし候、昨日大垣寄合之儀、今度  
御役人様御迎として、熱田迄村々壱人ツ、罷出候筈  
相聞申候、尤日限之義、十八日頃と申事ニ候、未慥ニハ  
相知不申候よし、笠松御下之内、又ハ外ニ而も御着之日、  
早聞之村方より廻文を以通達有之候筈之よしニ候、  
且当村、下西郷村、西改田村、東改田村、御望村、中村  
右六ヶ村ニ而雨具持壱人召連候筈之よし、外ニも  
三・四・五ヶ村ツ、最寄ニ而供壱人召連ニ申候筈之由ニ候  
村々貯夫食之義、村々被下置候様、三十壱ヶ村惣代

—

として御役所へ申出し候よし之処、村々へ相渡候義ハ、  
 江戸表へ相伺不申候而ハ難成候故、有形<sub>ニ</sub>而引渡候  
 積り之よし被仰聞候由<sub>ニ</sub>付、又々割元惣代<sub>ニ</sub>而  
 かし直し御渡被下様願書差出候筈相成候由<sub>ニ</sub>候、  
 尤願十四日遣し候筈之由<sub>ニ</sub>候

(合掌 より)

一  
 昨十三日左平治大垣ニ罷在候処、御役所<sub>ニ</sub>御尋被遊候ハ、御村<sub>ニ</sub>  
 制札何枚有之候哉之段御尋<sub>ニ</sub>付、左平治申上候は、  
 拾計ハ有之候得共、久敷札之義ハ無之由御宅<sub>ニ</sub>而申上候処、  
 御役所<sub>ニ</sub>而御評義之上、拾計<sub>ニ</sub>候ハ、とんと無之趣<sub>ニ</sub>致  
 置候様被仰渡候よし<sub>ニ</sub>候、勿論拾も抜取置可申段、  
 被仰渡候よし<sub>ニ</sub>候



此度御登り御役人様ハ、小山六右衛門様と申、先御壱人 6  
之よし、外御下役ハ如何も不相聞候、大垣ニ而御代官様  
青木丹治様、村田与左衛門様、御勘定ニ而衣斐森之助様、  
稻川権三郎様外壱人、安藤様も御頼御座候而當時  
御支配御座候よし、大垣ニ而左平治承り來り候  
十六日、上曾我屋村より以廻文安藤様御役人中様、  
十九日笠松へ御着之由、明十七日笠松角屋ニて出合  
御迎參候様申來候、廻文略之

# 言葉の意味

- 付込（つけこみ）帳簿などに仕分けをしないで、次々に記帳していくこと。
- 預所（あずかりどころ）預地。幕府が幕領のうちで遠国奉行や近隣大名に管理を委託した土地。
- 替地（かえち）知行地を取り替えること。
- 免割（めんわり）年貢を百姓個々の持高に応じて割り付けること。その際作成される帳簿を「免割帳」という。
- 急々（きゅうきゅう）物事が非常に急であるさま。
- 繁く（しげく）間をおかず何度も。
- 用向（ようむき）用のお金。用件。用事。
- 迷惑（めいわく）どうしてよいかわからないで途方にくれること。とまどうこと。
- 差延（さしのべ）延期する。
- 夜五ツ頃（よるいつつころ）現在の夜八時頃。
- 腹合（はらあい）胃や腸の調子。腹のぐあい。
- あしく（悪しく）わるく。まちがえて。下手に。
- 早耳（はやみみ）うわさ話や事件などを人より早く聞きつけること。
- 夫食（ふじき）「ぶじき」ということもある。江戸時代の農民の食糧のこと。夫食貸（ふじきがし）は、江戸時代、凶作飢饉の際に幕府・諸藩が飯米のない農民に米穀または金銭を貸し付けたこと。
- 有形（ありかた）従来の形。
- 割元惣代（わりもとそうだい）江戸時代、郡代・代官の下にあつて一郷の名主・庄屋を支配し、おもに法令の伝達と年貢の諸役の割り当てにあつた半官的職名。大庄屋、割元名主、惣庄屋とも称した。
- 制札（せいさつ）禁止の事項や布告などを書いて、路傍や辻に立てた掲示。
- 評議（ひょううぎ）評議のこと。種々意見を交換して相談すること。
- とんと（とんと）すつかり。まるで。まつたく。
- 登り（のぼり）地方から都へ向かつて行くこと。
- 廻文（かいぶん）回覧用の文書。回状。回章。まわしぶみ。めぐらしぶみ。